

○上越教育大学大学院学校教育研究科ティーチング・アシスタント実施要項

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 令和5年2月15日

(趣旨)

- 1 この要項は、大学院学校教育研究科の優秀な学生（以下「大学院学生」という。）に教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当を支給することにより、当該学生の処遇の改善に資するとともに、上越教育大学（以下「本学」という。）における教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

- 2 前項に規定する教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

(職務内容)

- 3 ティーチング・アシスタントは、授業科目を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）の指示に従い、本学学校教育学部（以下「学部学生」という。）に対する演習、実験、実習、実技及び他大学等との協定に基づき実施する遠隔機器を用いる講義の授業科目（教育実習（教育実地研究）及び専門セミナーを除く。以下同じ。）について教育補助業務を行うものとする。この場合において、非常勤講師が担当する授業科目を除くものとする。

(身分)

- 4 ティーチング・アシスタントの身分は、非常勤職員とする。

(任用条件)

- 5 ティーチング・アシスタントは、大学院学生のうち、次の各号に掲げる者に該当するものから任用するものとする。ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣された大学院学生は、除くものとする。

(1) 学業が優秀で、人格が円満であり、かつ、指導者としての適性を有する者

(2) 教員又は研究者となることを希望しており、ティーチング・アシスタントとしての経験が役立つと思われる者

(実施計画)

- 6 専攻長は、授業担当教員からティーチング・アシスタントによる教育補助業務の実施の希望があった場合には、別記第1号様式のティーチング・アシスタント実施計画申請書を作成し、学長に提出するものとする。

(授業科目の選定)

- 7 教育補助業務を実施する授業科目の選定は、教務委員会が行う。

(任用計画)

- 8 専攻長は、申請した授業科目が、前項の規定により選定された場合には、別記第2号様式のティーチング・アシスタント任用計画申請書を作成し、学長に提出するものとする。

(選考)

- 9 ティーチング・アシスタントの選考は、教育支援課長が行う。

(勤務時間)

- 10 ティーチング・アシスタントの勤務時間は、月40時間（週10時間程度）以内を標準とし、当該学生が受ける研究指導及び授業に支障が生じないように配慮するものとする。

(任用手続)

- 11 ティーチング・アシスタントの任用手続については、国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程（平成16年規程第37号。以下「非常勤職員就業規程」という。）によるものとする。

(給与)

- 12 ティーチング・アシスタントの給与は、非常勤職員就業規程により取り扱うものとする。ただし、手当は時間給のみとし、他の給与は支給しないものとする。

(事前指導等)

- 13 授業担当教員は、ティーチング・アシスタントに教育補助業務を行わせるに当たっては、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 事前における当該業務に関する適切なオリエンテーション

(2) ティーチング・アシスタントとしての理解を深めることを目的とした研修等への出席指導

(3) 継続的かつ適切な指導助言

(4) ティーチング・アシスタントからの意見聴取等

(実施報告)

- 14 授業担当教員は、ティーチング・アシスタントの任用期間が終了したときは、速やかに別記第3号様式のティーチング・アシスタント実施報告書を専攻長を経て、学長に提出するものとする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学生への適用)

- 15 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の学生で、本学に配属となった者については、本学の学生とみなして、この要項を適用する。この場合において、第1項中「大学院学校教育研究科」とあるのは「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科」と、第3項中「学部学生」とあるのは「学部学生又は大学院学生」と、「教育実習（教育実地研究）及び専門セミナー」とあるのは「教育実習（教育実地研究）、専門セミナー、学校支援プロジェクト科目及び学校支援フィールドワーク」とする。

(事務の処理)

- 16 ティーチング・アシスタントに関する事務は、教育支援課において処理する。

(その他)

- 17 この要項に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月20日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月17日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月21日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月17日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月3日）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日）

この要項は、令和5年2月15日から施行する。

別記第1号様式（第6項関係）

ティーチング・アシスタント実施計画申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

専攻長 _____

下記のとおり 年度のティーチング・アシスタントの実施を計画しましたので、申請します。

記

授業実施 組織名	学部・大 学院の別	授 業 科目名	単位 数・ 授業 方法	担当教員	学期	曜日	時限	週担当 予定時 間数	業務担 当予定 期間	業務内容
								時間	週	

別記第2号様式（第8項関係）

ティーチング・アシスタント任用計画申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

専攻長 _____

下記のとおり 年度のティーチング・アシスタントの任用を計画しましたので、申請します。

記

授業実施組織名	学部・大学院の別	授業科目名	単位数・授業方法	担当教員	ティーチング・アシスタント			
					専攻・コース名(専攻・連合講座名)	学籍番号	氏名	任用期間

別記第3号様式（第14項関係）

ティーチング・アシスタント実施報告書

年 月 日

上越教育大学長 殿

授業担当教員 _____

下記のとおり 年度のティーチング・アシスタントを実施しましたので、報告します。

記

専攻・コース名 (専攻・連合講座名)						
学 籍 番 号			氏 名			
任 用 期 間			年 月 日 ~ 年 月 日			
学 期	曜 日	時 限	学部・大学院 の別	授業科目名	週 担 当 時 間 数	業 務 担 当 期 間
					時間	週
					時間	週
教育補助業務の内容等						
得られた成果等の所見						

専攻長承認	氏名
-------	----